

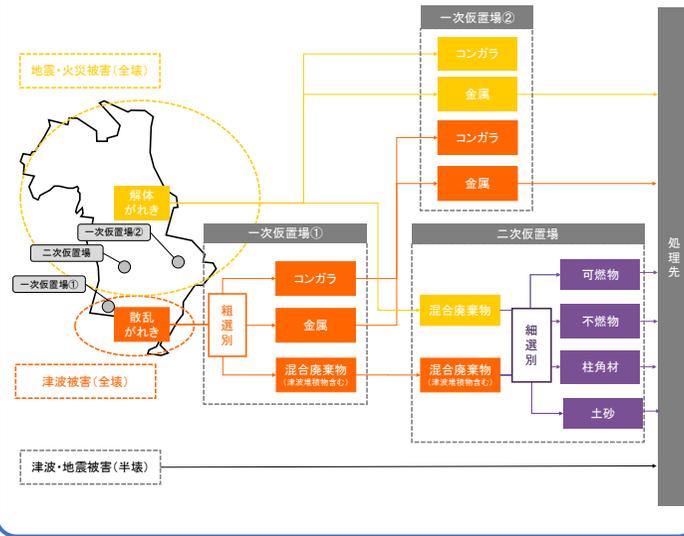
平成27年度災害廃棄物処理計画策定モデル事業(神奈川県藤沢市)

- 同市は海側である南部地域に人口が集中しており、津波被害により膨大な量(年間ごみ総排出量の数十年分)の災害廃棄物等が発生することが想定されており、**仮置場の確保が重要課題**となっている
- 発災後の空地の利用方法として、自衛隊の宿营地やヘリコプターの発着場、広域避難場所、応急仮設住宅の候補地など、仮置場以外にも利用されることが想定されており、**仮置場が不足することが懸念**されている
- 新たに仮置場の候補地を抽出するためには、**仮置場以外の用途での利用が終了した後に仮置場として利用するなど、限られた空地进行段階的・時系列的に利用する方法を検討**することが一つの手段

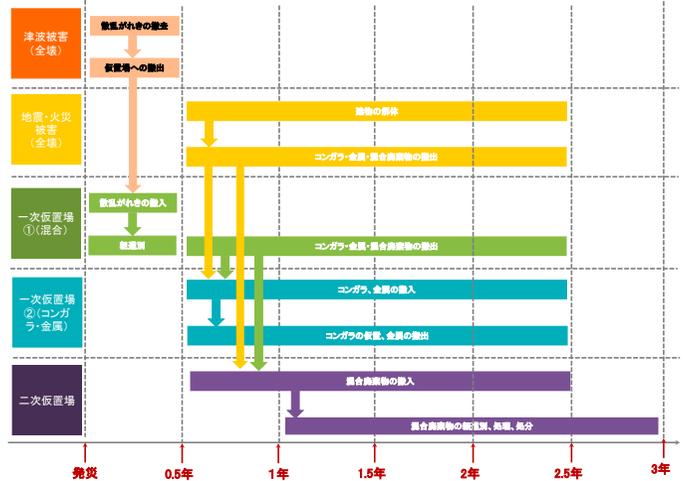
モデル事業の主な内容

1. 災害廃棄物処理の流れの想定
2. 災害廃棄物処理のスケジュールの想定
3. 処理の流れ・スケジュールを踏まえた仮置場の必要面積の推計
4. 藤沢市における段階的(時系列的)な空地の利用方法の検討
5. 仮置場候補地の優先順位付け
6. 関係各課等との意見交換会の開催

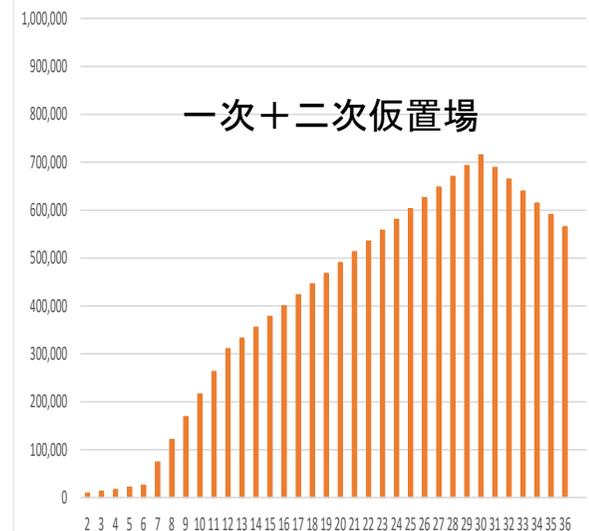
1. 災害廃棄物処理の流れ



2. 災害廃棄物処理のスケジュール



3. 仮置場の必要面積の算定



平成27年度災害廃棄物処理計画策定モデル事業(神奈川県藤沢市)

4. 段階的な空地の利用方法の検討

- 東日本大震災の事例を参考に、段階的に空地を確保して仮置場として利用する方法を検討
- 発災から3か月後には必要面積の約54.5%を確保可能

藤沢市	面積 (m ²)	発災からの経過時間										
		被災直後	半日	1日	3日	1週間	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	2年	3年
施設J	14,000	場所によっては最長1週間浸水(要確認)										
施設K	15,700	場所によっては最長1週間浸水(要確認)										
施設L	17,700	場所によっては最長1週間浸水(要確認)										
施設M	23,000	場所によっては最長1週間浸水(要確認)										
施設N	19,700	場所によっては最長1週間浸水(要確認)										
施設O	17,000	避難場所の跡地を仮置場に利用 (事例より1週間後以降で利用)										
施設P	22,000	避難場所の跡地を仮置場に利用 (事例より1週間後以降で利用)										
施設Q	10,000	避難場所 (事例より最長1週間以内)										
施設R	10,000	避難場所 (事例より最長1週間以内)										
施設S	10,000	応急仮設住宅 (応急仮設住宅の候補地)										
施設T	5,000	応急仮設住宅 (応急仮設住宅の候補地)										
施設U	5,000	応急仮設住宅 (応急仮設住宅の候補地)										
施設V	53,400	液状化危険度が高く仮置場としての適正は高くない										
施設W	81,500	液状化危険度が高く仮置場としての適正は高くない										
施設X	23,000	仮置場										
施設Y	8,000	県との調整期間										
施設Z	12,000	仮置場										
施設a	4,000	仮置場										
施設b	10,000	仮置場										
施設c	8,400	仮置場										
施設d	5,700	避難場所の跡地を仮置場に利用 (事例より1週間後以降で利用)										
施設e	6,800	避難場所 (事例より最長1週間以内)										
施設f	4,000	避難場所 (事例より最長1週間以内)										
施設g	16,000	仮置場										
施設h	4,780	仮置場										
施設i	9,100	空地を仮置場に利用 (事例より1か月後以降で利用)										
施設j	4,000	空地を仮置場に利用 (事例より1か月後以降で利用)										

5. 仮置場候補地の優先順位付け

- 仮置場の立地条件・環境条件を整理し、調整・確保の優先順位を検討

6. 関係各課等との意見交換会の開催

【今後の継続的な取組に向けた方策】

1. 平常時における継続的な意見交換の場・災害時における協議の場の構築
 - ✓ 関係各課が一堂に会して意見交換する場を、処理計画や地域防災計画の中で明確に位置づけておくことが重要。
2. 情報伝達訓練や図上訓練が必要
 - ✓ 災害対策本部の中に関係各課の職員から成る「災害廃棄物班(仮称)」の設置を検討。
 - ✓ 廃棄物担当部局の職員が中心となって仮置場の確保に向けた協議・調整を行うことが有効。
 - ✓ 可能であれば、県防災部局や関東地方環境事務所の職員も参加できる場が望ましい。

【関係者間での協議・調整事項】

- ① 仮置場候補地を選定するにあたっての課題や協議・調整先の確認・整理
 - ✓ 仮置場候補地リストを作成・整理しておくことが重要。
 - ✓ 空地は、所管課や連絡先を事前に整理しておくことが仮置場の迅速な確保につながる。
 - ✓ 合わせて空地を利用するにあたっての課題等の整理も重要。
- ② 法的規制や手続きの確認・調整
 - ✓ 法的な規制や手続きを事前に整理しておくことが仮置場の迅速な確保につながる。
- ③ 災害廃棄物等の搬出先に関する事項(搬出を促進するための方策)
 - ✓ 仮置場へ搬入された災害廃棄物を迅速に処理先へ搬出することも仮置場の必要面積を減少させることにつながる。
 - ✓ 災害廃棄物を地域の復旧・復興資材へ活用するなど、搬出を促進するための方策について関係各課を交えて協議・調整することが重要。